

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
神石高原町	川東後地区	令和 03年12月15日	令和5年3月27日

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	11.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の農地面積の合計	6.4 ha
③地区内における60才以上の農業者の農地面積の合計	4.3 ha
i うち後継者未定の農業者の農地面積の合計	3.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の農地面積の合計	0.5 ha
④地区内において今後中心経営体が新たに引き受ける意向のある農地面積の合計	0.6 ha
(備考)	

注1:③の「60才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害(イノシシ)の被害が多発しており、農業収入の減や、生産意欲の減退に繋がっている。 ・高齢化や後継者不足により、耕作が出来ない農地が増加している。圃場整備されている農地も耕作されず、遊休農地化している。 ・遊休農地を再生することは不可能であり、現在、耕作している農地を継続的に維持していくことが重要。 ・谷間の地域が多いため、日当たりが悪く、仮に基盤を整備しても生産性は上がらない。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>自己管理できる農地は、自ら耕作を継続するが、今後、高齢等により耕作が困難になった場合は、地区内外の担い手に農地の貸付けや作業委託を行い、農地を維持する。また、担い手については認定農業者だけでなく、規模拡大を希望する多様な農業者についても地区内に積極的に受け入れ、農地の貸付けを行い、遊休農地の増加を防ぐ。</p>

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稻・牧草	0.3 ha	水稻・牧草	0.3 ha	
認農法	B	水稻	0.1 ha	水稻	0.1 ha	
認農	C	水稻・牧草	0.4 ha	水稻・牧草	0.4 ha	
認農	D	トマト	0.5 ha	トマト	0.5 ha	
到達	E	トマト	0.4 ha	トマト	0.7 ha	
	F	水稻	0.2 ha	水稻・果樹	0.5 ha	
認農	G	トマト	0.4 ha	トマト	0.4 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	7 経営体		2.3 ha		2.9 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積(農地面積)を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地所有者が中心経営体である担い手等に対し、賃貸借・使用貸借を行う場合は、農業経営基盤強化法による利用権設定、又は農地中間管理機構を通じて転賃を行う。また、管理している農地が耕作できなくなった場合は、農業委員会や農地中間管理機構へ相談し、耕作している農地が遊休農地にならないように地域として取り組む。

鳥獣(イノシシ)の進入を防ぐため、電気柵や金網等を設置し、農地の保全に努める。